

要望事項 (優先順位 1)

樹木伐採について

要 旨

国道367号沿いでは、過去に一部枝打ちをしていただきましたが、樹木伐採が必要な箇所がまだありますので、土地所有者との話し合いを行っていただき、早急に対応をお願いします。

回 答

(建設局)

道路に張り出している民有地の樹木は、基本的には、森林管理組合等を通じて、所有者に伐採するようお願いしておりますが、道路交通に支障がある場合は、土木事務所で伐採することがあります。

国道367号の沿線の通行に支障がある樹木につきましては、引き続き、所有者に対応をお願いしてまいります。